

## ⇨ 事業用資金の運用利子

**Q** : 個人事業者の次のような所得は、事業所得と利子所得のどちらになるのですか。

- ・ 事業用資金を銀行に預けたことによる預金利子
- ・ 事業遂行上必要な資金を取引先に貸し付けたことによる貸付金利子

**A** : 銀行の預金利子は利子所得となり、取引先に対する事業上必要な資金の貸付金利子は事業所得となります。

### 【解説】

所得税では、公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配による所得は、利子所得とされていますので、これらに該当するものは、たとえ事業用資金を預け入れたことによるものであっても、事業所得ではなく利子所得として扱われます。

なお、この場合、利子所得は源泉分離課税とされていますので、確定申告は要しません。

一方、事業の遂行上必要な資金を取引先等に貸し付けた場合の貸付金の利子は、事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じたものですから、事業所得となります。（事業遂行上必要でない資金を貸し付けた場合の利子は雑所得となります）

なお、この場合、事業所得の収入金額とされる貸付金利子を得るために要した費用、たとえば金銭消費貸借契約書に貼付した印紙代といったものは、必要経費に算入することができます。

